

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する 有識者懇談会（第5回） 議事録

第1 日 時 平成27年2月9日（月）自 午前10時00分
至 午前11時46分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

1 開会

2 各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

(1) 国・自治体・福祉等分科会

(2) 企業分科会

(3) 海外展開分科会

3 閉会

第4 出席委員等 大島座長，泉委員，岡野委員，田島委員

○**萩本部長** 予定の時刻となりましたので、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の第5回会議を開始いたします。

最初に、本日の配布資料の確認をお願いいたします。

○**西山課長** 本日お手元にお配りしております資料は、資料目録記載のとおりでございます。資料は、活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめの骨子（案）となります。

昨年10月に行われました前回の有識者懇談会以降、各分科会におかれましては、これまでの取組を踏まえ、活動領域の更なる拡大に向けて克服すべき課題やその対応策、更には今後の展望に関し、取りまとめに向けた御議論を頂いているところでございます。

この取りまとめ骨子（案）は、各分科会においてただいま申し上げました御議論を骨子という形でまとめたものとなります。

なお、資料の表紙の次のところに、事務局において取りまとめ骨子（案）の概要をまとめた上、その前提として把握されている現状に関するデータを付記して一枚紙に整理したものを付けてございますので、併せて御参照ください。

以上です。

○**萩本部長** 続いて本日の議事に入りたいと思います。

大島座長、よろしくをお願いいたします。

○**大島座長** おはようございます。いろいろ御準備いただきましてありがとうございます。それでは、本日の議事進行について委員の皆様にお諮りしたいと思います。

前回の有識者懇談会の後に各分科会それぞれ2回開催されたと承知しておりますけれども、これまでの取組を踏まえて、今後の活動領域拡大の方向性などについてなされた活発な御議論の結果を取りまとめ骨子（案）としてまとめていただいたところです。

本日は、この骨子（案）をもとに有識者懇談会としての総括的な取りまとめに向けて、分野横断的な観点から意見交換を行いたいと考えております。その上で、委員の皆様の御了解が得られれば、本日の有識者懇談会では、この骨子（案）の取りまとめをしたいと考えております。

皆様、そのような形で進行について、御了解いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。（一同了承）

ありがとうございました。

○**萩本部長** では、今、皆様に御了承いただいたような手順に従い、報告、意見交換、取りまとめといった順番で進めていきたいと思っております。

早速ですが、初めに田島委員から、国・自治体・福祉等分科会部分の取りまとめ骨子（案）につきまして、御報告をお願いいたします。

○**田島委員** それでは、私のほうから国・自治体・福祉等の分科会の取りまとめ骨子（案）の内容について御報告を申し上げます。

まず、現状から申し上げます。

御報告の前提として、これらの分野における法曹有資格者の活動状況について簡単に申し上げますと、例えば地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員の採用数は、当分科会の立ち上げ当時である平成25年10月には、48の自治体に62名であったものが、平成2

7年1月の時点では、63の自治体に85名と、着実に増加しているところです。また、総人口に占める高齢者の割合が4分の1を超えるということや、近年では、子どもに関する問題や、女性生活困窮者などの問題への対応も極めて重要となってきている中で、被援助者の抱える福祉に関する問題も、法的問題を含めて包括的に解決するといったニーズも高まることが想定されています。

これまでの取組について御報告をさせていただきます。

先ほど述べたような観点から、当分科会におきましては、これまで国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から、いろいろな方策の検討を行ってまいりました。例えば、国や自治体等に関する分野については、日本弁護士連合会の自治体等連携センターを通じて、各種の行政連携に向けた取組を進めています。

特に政策法務など、これまでの法曹有資格者の活動の広がりが、十分でなかった領域については、専門の部門を設けて、セミナーやシンポジウムを開催するなどの取組を進めています。

また、福祉の分野では、法務省において、別途有識者検討会を立ち上げ、充実した総合法律支援の在り方の検討を行いました。

また、被援助者の抱える福祉に関する問題を、法的問題を含めて包括的に解決するためには、福祉関係の専門職らとの連携が重要であるという観点から、高齢者や障害者の分野においては、各弁護士会に設置された高齢者・障がい者支援センター等による各種の取組が進められているほか、弁護士会や法テラスも、福祉機関と連携の上、自ら法的援助を求めることができない高齢者・障害者等に積極的に働きかけるという、司法ソーシャルワークの実践を進めております。

これらの取組を通じて、各地の弁護士会と自治体との連携が進み、具体的な条例や行動計画の策定に至りました。また、福祉の分野でも、そのニーズの把握が進められております。

次に、更なる活動領域の拡大に向けた課題と、それに対する対応策について申し上げます。

まず、自治体の分野に関しては、政策法務や公金債権回収、包括外部監査といった、今後、法曹有資格者の活躍が一層期待される分野につき、法曹有資格者を活用するべきであるという周知、広報がまだまだ浸透しているとは言い難い状況です。今後は、自治体への個別の働きかけも含め、法曹有資格者の更なる活動促進に向けた取組が必要となります。

また、日本弁護士連合会や、各地の弁護士会においては、法曹有資格者を活用する自治体に人材が適切に供給されることにとどまらず、当該自治体での任用をきっかけに、法曹有資格者が当該自治体内でキャリアを積み上げる、あるいは任期終了後にその経験を生かし、途切れることなく次の活動の場を得られるような体制整備に向けた検討を進めることが必要であります。

また、これと併せて国や自治体においても、法曹有資格者を常勤職員、非常勤職員、顧問、あるいは案件ごとの関与などのいろいろな形での積極的に活用することが検討されることが望ましいと言えます。

福祉の分野では、日本弁護士連合会や各地の弁護士会等において、福祉に携わる専門職のネットワークに弁護士が積極的に関与することなどを通じ、高齢者や障害者が抱える法的問題の実情に通じた弁護士の養成、確保を進めるとともに、子どもや貧困等の分野についても同様の努力を進めるべきであります。その際には、現在の法曹養成過程全体、更には法曹と

なった後の研修の機会も積極的に活用されるべきです。

最後に、今後の展望・方向性について申し上げますと、以上のような取組や課題に対する対応策を講じることを通じて、国・自治体・福祉等の各分野において、国民・市民の権利利益を擁護するという観点から、法曹有資格者の活動領域は、次のように広がっていくことが期待されます。

まず、今後、自治体行政の分野においては、日本弁護士連合会が本格的に取り組んでいる自治体等との連携の取組が拡充することにより、政策法務等、これまで法曹有資格者の活動の広がりが十分でなかった分野を含め、その役割が大きくなっていくことが想定されます。

また、福祉の分野、特に高齢者・障害者に対する福祉の分野においては、日本弁護士連合会や各地の弁護士会と、自治体や福祉機関等との連携が進むことにより、被援助者の問題解決のためのネットワークに弁護士がこれまで以上に参画し、その結果として、高齢者・障害者が有する潜在的な法的ニーズを把握し、これを救済に結び付けることができるようになると言えます。

さらに、中長期的には、これまで国や自治体等で職務に従事した法曹有資格者の実績を踏まえたキャリアパスが定着することにより、先ほど申し上げたような新たな分野も含めて、法曹有資格者が常勤、非常勤、さらには顧問等のいろいろな形で自治体運営の一角を担うようになることが期待されます。

また、福祉の分野では、福祉機関との連携が深まり、法曹有資格者が福祉の問題を解決するためのネットワークの一翼として位置づけられるようになれば、今後とも増加していくであろう福祉にかかわる問題につき、法的問題を含めて包括的に解決するべく、法曹有資格者が今まで以上に活用されていくことが期待されます。

このような取組を一層推進する観点からは、関係省庁や首長経験者を含む自治体等と綿密に意思の疎通を図れるような環境を引き続き整備していくことが重要であると言えます。

以上でございます。

○萩本部長 ありがとうございます。

続いて、岡野委員から企業分科会部分の取りまとめ骨子（案）につきまして御報告をお願いいたします。

○岡野委員 それでは、私のほうから企業分科会の取りまとめについて御報告をいたします。

まず企業活動の複雑多様化に伴い、紛争処理を中心とした局面だけではなく、コンプライアンスやガバナンスといった企業活動に不可欠な要素の重要性が指摘される中で、企業における法曹有資格者に対するニーズは増加傾向にあります。

その中には、法律を自らのバックボーンにして、企業戦略の策定に関わるような人材も既に現れ始めております。その代表例とも言える企業内弁護士の数を見ますと、平成17年5月の時点では68社123名にとどまっていたものが、9年後の平成26年6月には、9倍の619社1,179名に増加しております。特に平成25年から26年にかけての1年間には、200名以上の伸びを示しているところでございます。

本分科会のこれまでの取組でございますが、このような状況を受けまして、企業における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるという観点から、さまざまな試行的な取組を行ってまいりました。

まず日本弁護士連合会において、企業における弁護士の活動領域の拡大に取り組むべく、

ひまわりキャリアサポートセンターを設置するとともに、企業を含めた弁護士の求人求職情報を掲載するシステムでありますひまわり求人求職ナビを、求人側、求職側の双方にとってより利用しやすいものとするよう改善するほか、同システムを利用した企業等の分析を通じ、企業における弁護士を初めとする法曹有資格者のニーズの所在を明らかにする取組を行っております。

これらの取組を通じて、企業には法曹有資格者に対する多様なニーズがあることが確認されたところでもあります。

これと同時に、日本弁護士連合会などにより、各種の就職説明会やセミナーなどの形で、企業内弁護士を志す法曹有資格者への情報提供への取組を進めているほか、弁護士会や経団連や同友会を初めとする関係機関により、企業向けに弁護士の採用促進に向けた情報提供会などを行うことを通じて、企業内弁護士という選択肢をより選びやすい環境整備を進めているところでもあります。

課題と対応策でございますが、先ほども申し上げましたとおり、企業における法務は多様化しております。これに伴い、企業における弁護士の活用の在り方も多様化してきております。一口に企業内弁護士と言っても、実務家としての経験や専門性に応じて、例えば法律家としての専門的な知見を提供する業務から、会社の指揮命令系統のもとで企業戦略に関与するような業務に従事する方々も見られるところです。また、企業における弁護士の活用の形態も、いわゆる組織内に常勤の社員として勤務する形から、非常勤や出向の形などさまざまであり、総じて企業における法曹有資格者に対するニーズには、その法的需要や事業規模に応じて、さまざまなものがあると言えます。

したがって、今後の対応策としては、今後の企業活動の展開を注視しつつ、多様なニーズの状況を把握した上で、企業に対する情報提供会などを通じて、弁護士を初めとする法曹有資格者の採用に関心を持つ企業数を、量的にも地域的にも増加するとともに広げていくことが重要であります。

また、企業が求める法曹有資格者に対するニーズが多様であることを踏まえて、そのようなニーズを類型化、整理するとともに、法科大学院や弁護士登録後の継続教育の場面において、その能力の涵養に努めていくことが必要となります。

これに加えて、先ほど申し上げましたひまわり求人求職ナビの改善も含めて、ニーズと人材の効果的な引き合わせのための情報提供を行っていくことが重要となります。

今後の展望と方向性でございますが、まずここまでで何度か申し上げているひまわり求人求職ナビ、さらには各種の情報提供の機会を通じて、ニーズと人材の効果的な引き合わせが実現し、企業内弁護士数が増加していくことにより、企業で活動する法曹有資格者の役割は、今後引き続き増加していくことが予想されます。

また、中長期的には、的確なニーズの把握と、それに対応する形で、法科大学院、更には弁護士登録後の継続教育が行われることなどを通じて、企業で活動する意欲と能力を持った法曹有資格者が増加していくことで、この分野を担う法曹有資格者の活動領域の一層の拡大につながっていくことが期待されるところであります。

今後ともこのような取組の一層の推進を図るとともに、関係機関などともよく連携しながら、法曹有資格者の活動領域拡大の方向性を検討していくことが有用であると考えております。

以上でございます。

○**萩本部長** ありがとうございます。

最後に大島座長から、海外展開分科会部分の取りまとめ骨子についての御報告をお願いいたします。

○**大島座長** それでは、海外展開分科会における取りまとめ骨子の御説明をさせていただきたいと思います。

まず、グローバル化が進んでいる中で、日本の企業の海外展開もさまざまな形で進んでおります。ある統計によりますと、中国、インド、タイといったアジアの新興国を中心に、日系企業の海外拠点の設置数は、平成25年現在で4万か所を超えているとも言われております。日本企業などの海外進出が進めば、当然、現地において商慣習の違いなどから思わぬ法的トラブルに直面する機会も増加いたします。このような法的トラブルに対して、日本の法曹有資格者がさまざまな角度から効果的に支援をしていくことが求められております。

そこで、日本の弁護士の海外進出の状況を見ますと、平成26年9月までの間に、中国、ベトナム、シンガポール等に20か所以上の拠点が設置されているほか、海外で活用されている弁護士も平成26年9月末の時点で140名以上に上っているとの報告もございます。さらに、相当数の日本の弁護士の方々が、国内において国際的な分野に関する業務に携わっておられ、今後ともこのような流れを増進させていくために、当分科会ではさまざまな取組を行ってまいりました。

まず、これまでの取組の一端をこれから御紹介させていただきます。まず弁護士を初めとする法曹有資格者に対するニーズを把握する取組として、法務省におかれて、新興国における法制度や法執行の状況だけではなく、現地に進出している日本の企業や在留邦人の直面する法的ニーズの実情などについて、日本の法曹有資格者による現地調査を委託する取組を行っております。また、日本弁護士連合会においては、国際業務推進センターにおいて海外展開を考える中小企業を支援するという海外展開支援弁護士紹介制度を初めとして、涉外対応能力のある弁護士の養成なども含めた多様な取組を進めておられます。

海外展開支援弁護士紹介制度は、現在7都道府県において実施されておりまして、既にこれまでに100件以上の相談が寄せられるなど、確実にニーズの掘り起こしにつながっていると理解しております。また、把握したニーズへの対応に関する取組としましては、政府全体として日本企業などの国際進出を促進するための諸施策の推進を目的としております、国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議というのがございまして、法務省としてもその構成員として参加しているほか、日本弁護士連合会におかれても、企業の海外進出をワンストップで支援する、海外展開一貫支援ファストパス制度に参加しております。

このほか、一部の法科大学院におけるプログラムや、日本弁護士連合会などにおかれて、国際的な分野で活躍できる素養を涵養するための取組が進められているところでございます。

課題と対応策ということで、次にこの分野における法曹有資格者活動領域の拡大のための課題について申し上げます。

まず、我が国の成長戦略の中でも、新興国市場などへの日本の企業の進出が重要な位置づけを受けています。また、地方創生という意味でも、地方の企業が強みを生かして海外展開を図ることも期待されているところでございます。

このような動きを、弁護士を初めとする法曹有資格者が法的に支援するためには、これま

での大規模事務所による大企業に対する支援という枠組みから裾野を広げまして、事業規模の小さい企業などにも焦点を当てる必要があると申せます。

そのような形でニーズを掘り起こしていくためには、海外展開を考える中小企業にとって、海外展開に当たって直面することが想定される具体的なリスクにどのようなものがあるのか、また日本の弁護士を初めとする法曹有資格者がそのようなリスク回避に当たってどのような役割を果たすことができるのか。これをよく整理して、これら企業に対して情報提供していくことが重要だと思います。

また、在留邦人に対する支援についても、日本の弁護士を初めとする法曹有資格者の活躍が期待される分野です。この分野の担い手を確保していくのみならず、在外公館との連携や、日本にいる弁護士へのアクセス改善の方法などもあわせて検討される必要があると思います。さらに、そのような人材をいかにして養成していくかという点も重要な課題となります。

最後に、このような課題を克服した先の展望について申し上げたいと思います。

日本の企業や在留邦人が海外展開を図るという流れが加速していく中で、日本の弁護士を初めとする法曹有資格者が、これまでのような大規模事務所によるものだけではなく、中小規模の法律事務所や企業内弁護士といった多様なアプローチによって、法的支援を行う機会が増加していくと考えられます。また、法的機関においても、国際的な分野において弁護士を初めとする法曹有資格者が、これまで活躍してきた実績を踏まえて、今後より一層の活動の拡大が期待されるところでございます。

例えば身近にいる弁護士に相談すれば、当該弁護士を通じ、国際的な分野のエキスパートである弁護士の助言を受けることができるといった、ネットワークの構築あるいは人材育成の取組が実を結んでいくことによって、中期的には更に多くの法曹有資格者が国際的な分野における法的支援に従事することが期待されるところでございます。

私からの報告は以上でございます。

○萩本部長 ありがとうございます。

一通り各分科会からの御報告を頂きましたので、ここからはその御報告に基づきまして、委員の皆様から御意見を頂いていきたいと思っております。

○大島座長 それでは、今頂きましたお言葉を受けて、意見交換をしていただきたいと思っておりますけれども、ただいま御報告を頂きました各分科会の取りまとめ骨子（案）の内容を踏まえまして、今日の有識者懇談会では、分野横断的に意見交換をするほうがよろしいんじゃないかと思っております、そのテーマとして次の3つ、つまり一つは、これまでの法曹有資格者の活動領域の拡大のための取組をどう評価するか。2つ目が、規模やニーズに応じた法曹有資格者の活動の在り方。3つ目が、活動領域の更なる拡大のために、今後どのような具体的な方策を講じていくべきか。この3つの点について、分野横断的に意見交換することが適切ではないかと考えます。

皆様にお諮りしたいのですけれども、このおおよそ3つのテーマに沿って、皆様から御議論を頂きたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（一同了承）

ありがとうございました。

○萩本部長 それでは、今、大島座長から御提案いただきました、主に3つのテーマに沿って、順次意見交換をお願いしたいと思います。

まずは、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けたこれまでの取組を振り返ってみて、これ

をどう評価するかという点につきまして、意見交換をお願いしたいと思います。

○**田島委員** この委員会ができてから、いろいろなところで創意工夫をしていただいて、少しずつ前に進んでいるなど実感できるようになったと思います。特に日本弁護士連合会のところでは、積極的に、いろいろなところでこの議論がされていまして、私もいろいろなところと呼ばれて、ええっ、こんなところでもやっているのかと驚くぐらいに、関心を持っていた方が非常に多いというか、増えたと思います。

それに比べると、国とかあるいは地方行政にかかわっておられる人たちのところは、すごく温度差があるような気がします。非常に熱心な、例えば市町村でいうと、泉市長の明石市みたいな、突出したような活動なり、実際取組をしておられるところも出てきています。しかし、大多数のところでは、まだ凍ってしまっているような、ほとんど中にしみ込んでいない、関心を持っていただいている市町村がすごく出てきていると思います。

その温度差みたいなものが、地域住民とか、特に福祉のところから申しますと、大きな問題を生み出しています。これは、ニーズがうまく行政のところでは、受け止めてもらえないためにまだしっかり取り組んでいただいているのではないかと思います。弁護士会の皆さんたちがいろいろな形で働きかけをしていただいていますけれども、外側からだけあいう形で努力をしていただいても、なかなか中にしみ込んでいかないのではないのかなと思います。私もいろいろな首長さんたちとお話をして、すごくそういう実感として思っています。何とかそういうのを打破していただかないと、特に福祉のところでは、2つ非常に大きな問題が起こっています。

一つは、サービスを提供する事業者ですが、過去は社会福祉法人という特殊な法人格を持った法人が福祉サービスを背負っていたんですけども、今はもう半数以上が株式会社とか、民法法人、NPOも含めた、社会福祉法人以外のところで背負っていただいているのが非常に大きいんです。その感覚は、企業的感觉の展開をされていますので、例えば法曹の活用というのは非常に進んでいる。現に、上場されているような福祉のサービスを提供しておられる企業というのは、随分ふえてきているんですね。そういうところはもう、法曹のところというのはもう当たり前なんですね。

ところが、社会福祉法人のところは、ほとんどそういうのは進んでいない。そこを受けて、監督とかあるいはペアを組んでいる行政側は、もっと古い体質で法曹に対しては、非常に腰が引けてしまっている。あるいは、自分たちとは全く縁のないものと考えておられる、例えば福祉・教育なんかに関わる行政の人たちが、意識が変わっていないんだと思います。そこで非常に摩擦が起こってきている。すなわち、法曹の皆さんが参加しておられる企業的经营をされているところと行政との摩擦みたいなものとかですね。あるいは、そこが嫌ですから行政が逃げ回ってしまっている。それで、初期に解決できるものが解決できずに、大きな問題になったということも増えています。

二つ目は、親、家族を含む、家族の基礎学力みたいなのが非常に上がってきているんですね。ですから、学校にしてもPTAの親のほうが学校の先生たちより、ある面ではいろいろ学識については自信を持っているような人たちもたくさん出てきて、それで親たちがわあわあ言う、学校側は後ろに後ろに引いてしまう。これはもう、そっくり児童相談所なんかでも起こっています。児童相談所の職員あたりがやらなきゃいけないことが、法的知識がないがゆえに、法的知識の非常にしっかりある人たちとか、高学歴層の親、家族からわあつと言

われると、がっつ後ろに引いてしまう。

変な話ですけども、「さわらぬ神にたたりなし」だからねという言葉が、今、役所の中で出てきているんです。これは何でかという、2年とか3年ぐらいで、ぐるぐる人事で回っていくような役所の職員では、親に対抗できるだけの力を持つのはなかなか難しいというところがあるんですけども、こういうことで、いろいろな問題が発生しているのです。それがなかなか行政という壁の中にうまくしみ込んでいていないのではないかと思います。

今、私どもが抱えている深刻な問題なんかというのは、実はそういうのが原因で、大きな事件になって、そして家族もろともみんなが不幸になって、地域全体も苦しんでいるということになります。

今、一番大切なのは、こういう議論をどうやって、行政に関わっておられる国から市町村までの人たちのところに、どううまくしみ込ませていくのかです。しみ込ませの仕方を、企業のところでやられたようなものを、少し学ばなくてはいけないのかなと思っていますけれども、ここをみんなでのお知恵を出して進めていただければありがたいと思っています。

○大島座長 ただ今、大変興味深いお話を伺いました。最後に“企業のところで進められたように”とおっしゃいましたが、具体的にどのようなことを想定されておられるのでしょうか。

○田島委員 まず、企業はいろいろな企業活動の中での法的トラブルは前提にされていますね。起こるのが当たり前とどこかで思っておられるのではないかと思います。ですから、当然、契約の世界では、トラブルに備えるという形で、まずほとんどは、例えば中小企業の場合は商工会議所とか、そういう組合みたいなところでちゃんと顧問弁護士とか、弁護士とのつながりを相当とおられます。もちろん、自分のところで直接持っておられる企業も非常に多いです。

ですから、そういうところでは、それから行政からあまり管理・監督みたいなものを受けない立場ですので、対行政との関係はそんなにはないんだと思います。しかし、少なくとも消費者とかあるいは利用者の人たちとの関係でもって、企業は長い歴史があるんだと思います。そういう意味で、福祉にかかわる事業者とか、あるいはそこに密接に関わる行政のところで、ここはそういう体験も歴史的な経緯もなかったんだと思います。

○泉委員 この間の取組の評価ですが、率直なところ、点数をつけたら70点かなという感じで、合格点だと思っています。

何をおいても、やはり本格的に議論が始まったことについて、本当に喜ばしいことだと思っています。とりわけ、体制の整備が進んだ点は高く評価されてしかるべきだと思います。例えば日弁連においても、展開本部を立ち上げ、各分科会で対応する形で取組をスタートされたことは高く評価されてしかるべきだと思いますし、また関係省庁とも、今日もそうありますけれども、オブザーバーも含めて連携が始まったということについても、非常に意義深いことだと思っています。

さらに、フォーラムの開催やメディアの議論なども通しまして、このテーマが国民的議論として始まりつつあることも高く評価していいのではないかと思います。参考までに、例えば市長会のほうでも、私の場合は特例市市長会という、人口20万から30万程度の40の市からなる市長会に属しておりますが、この秋の総会では、このテーマについて講師をお招きして、市長会としてお話を伺う予定にしております。関係各所にもいい影響が出始めているということについては、非常に意義深いと認識しております。

他方、まだ若干物足りないのは、いつもお話ししておりますが、発想の転換がまだ途中かなと思っております。どうしても弁護士目線、法曹有資格者のほうから見た、いわゆる職域拡大的な発想にとどまっています、国民のほうから見た、もっと広く社会の隅々で活躍できるという方向への発想の転換がまだ途中だとは感じておまして、それはこれからの課題かなと思っております。

○岡野委員 評価ということですが、まず先ほどの報告をさせていただいた中で、昨年までの9年間で、企業内弁護士数が約9倍になって1, 179名になったということをおし上げました。直近では1年間に200名ぐらいふえています。この事実として、日弁連が中心になって行われているさまざまな取組が、少なからずやはり寄与したと評価するべきと思っております。それはいろいろな情報伝達がされてきたことによる結果でもあると思っております、評価をしたいと思っております。

ただ、企業内に入った弁護士の方々が、どのように自分自身を思っているのかとか、彼らが二、三年で辞めてしまうのか、辞めないのか。そういうのは、実を言うと、まだまだこれからのところであります。数が増えたというところでの評価はあるかもしれませんが、その内容のチェックというのは、これからやっていかなければいけないところなのではないかと感じています。

ただ一方、このニーズの把握とかマッチングをやる中で、もう一つ評価していいと思いましたが、それまで企業内弁護士をスペシャリストという、法務の専門的な知識を生かした分野なのか、ゼネラリストなのかという二分法的議論でやってきたと思うのですが、多分ゼネラリストと呼ばれている中にも、非常にニーズが多様化している実態があるのではないかとわかってきています。例えば法務に籍を置きながら、クロスファンクションのチームに入って企業戦略に入る方もいれば、知財戦略として企業の根幹的な戦略をやる方もいます。そういうニーズの細かい分析もまだまだこれからなのかなということをおししております。この組織ができていろいろ活動して、日弁連を中心としたさまざまな取組はきちんと評価されるべきものだと思いますが、それによって人数が増えた。人数が増えたことによって、またいろいろなことが分かり始めてきたという段階です。これをもう少し、いわゆるPDCAを回していく努力が必要だというのが現状の評価ではないかなと考えております。

以上です。

○大島座長 それでは、私のほうから、海外展開分科会絡みの、私の考えているところを簡単に御報告したいと思います。

私も、今回の作業で、私自身気がつかなかったようなことについて、新たな動きが起こっております。特に、法務省が、予算を獲得して具体化した実態調査によって、まず事実認識が広まっています。また、その中で需要が多くあるということもわかってきています。加えて、ちょうど今、政府としても、私の理解によれば、企業の海外進出を支援して行くという大きな基本戦略があるので、ここでの作業はそれと良くマッチした作業になっているのではないかと思います。また、期待がますますもてるようになると思います。

ただ、そうであるがゆえに、さらなる活動をすべきことについての一例として私の個人的な感じをおし上げたいと思います。現在、特に中小企業への支援を中心として、アジアで何ができるかについて、既に3人の方が現場に行っており、いろいろ調査されており、いずれその報告を踏まえて今後どうすべきかを検討することになると思います。各国によって違った法

域を持っていますので、次の段階は、アジア全体でどうなっているのかという話をさらに一歩進めて、それぞれの国について、どういう法域があって、そことの接触面、つまり日本の企業や日本人の接触面でどういう問題が生じてくるかという、かなりきめの細かい実態把握が必要になってくる、あるいは対応が必要になってくるのではないかと思います。

○田島委員 よろしいですか。

今、この3つの分科会の議論で、非常に格差が出てきているような気がするんです。多分、企業とか海外展開のところぐらいで見据えられている視界と私たち福祉とか行政のところで見ているところは、相当差が出てきているんじゃないかと思います。

私のところは、まだ顧問弁護士をどうするかというぐらいの段階なんですね。顧問弁護士さえ入っていないというところが多くて、もちろん行政は顧問弁護士に背負っていただいているのは多いんですけども、あくまでも、訴訟に対する対応みたいなところだったと思うんですね。

国民大多数が願っている法曹に対する思いみたいなものは、もっともっと、初歩的な段階みたいなところですよ。法的なところで非常に困っている人たちがずっとそこに、いつでも利用できるような仕組みをどうやっていただけるんですかと。それは、行政をどうしていただけますかとか、あるいは自分たちの団体でどういうぐあいにそれをつくろうかという段階なんですね。非常に大きな違い、企業側も顧問弁護士は当たり前、そしてもうその次は常勤、要するに弁護士がきちんと社員としてやるという段階を今、一生懸命やっておられるところですから。

この辺のところはきちんとみんなで分かって議論しないと、一緒くたにして議論してしまうと、非常に分かりづらくなる。周りから見ると分かりづらい議論になっていくんじゃないかと思うんです。

決して、福祉は低レベルで議論して、低レベルなものをつくればいいんだと言っているわけではないんです。そうではなくて、どうしたらまずみんなが法の支配の中でそれを徹底できるかという、みんながいつも利用できるのかという仕組みをどうつくるのか。それが結果的に法曹の皆さんたちにいろいろ活躍していただくところになっていくんだと思います。

そういう面からいうと、弁護士だけではなくて、いろいろな法曹のほかの、検察官がどうか、あるいは裁判官がどうかと。本当にそういうところも混ぜた形の議論ができる機会がなかった。多分今まで一回もされていないんじゃないかと思うんですね。

そういうものもひとつ視野に入れていただいて、組めるところはもちろん、一緒に歩めるところもあると思いますから、そうでない分野をどういう具合にそれぞれの部会でもって、それぞれの部会の突出した、こういうのは特別のところなんですよというところは、はっきり姿が見えるようになればいいとは思っているんです。

○泉委員 今、田島委員のほうから話がありましたけれども、見方を変えると、今回初めて本格的なニーズ調査をして、本当の社会ニーズの把握が始まり、課題の整理も始まったということは評価していいと思います。今、田島委員がおっしゃったように、私も感じているのは、やはり独立採算でできない分野、公の分野について、体制の整備が必要だということが課題としてより一層見えてきたと思っています。

例えば、行政もそうですし、なおさら福祉の分野だと、社会福祉法人が弁護士費用を出すことは非常に困難だと思います。企業の場合、場合によっては企業内で雇用することは、行

政や福祉の分野より容易な面があるかと思うんです。とすると、やはり独立採算ではなくて、公の立場でどのように支援体制を組むのか。場合によっては採算の合わない分野において、どのように法曹有資格者を位置づいていくのかというテーマだということが見てきたことは、私は非常に評価として捉えています。

私の思いとしては、例えば国際分野でも、恐らく海外展開についてもビジネス的な分野のみならず、国際公法的な、条約の問題であるとか、そういう分野にも必要だと思います。例えば、ハーグ条約を初めとした国際離婚などについても、ニーズが高まっていると思いますので、ビジネスのみならず、そういった国際公法分野や国際私法分野のことを考えると、やはり採算性という部分が大きな課題であることが見えてきたと思います。そのことを、私は評価としては見えています。

○大島座長 今の御指摘は、私も申し上げようかと思っていたのですが、海外展開の分野でも、企業の展開と在留邦人の展開は違っていて、在留邦人の場合には、全く今おっしゃったような私法的な個人ベースの様々な問題を抱えていると思います。その場合には、ニーズがあることは明らかだとしても、そのニーズに対応する弁護士ないし法曹有資格者による（支援）の体制を、費用的にどこが負担するのかという問題があると思います。

○岡野委員 よろしいですか。

企業分科会でも議論になったところなのですが、これまでの議論とか取組の評価として言うと、企業に働いてもらうような動機づけをどうすればいいのかというのが、法科大学院なのか、それとも修習の時代なのかは別として、どこかでそれが必要ではないかという議論をさせていただきました。

この取りまとめの、今の、国・自治体・福祉のところの2ページ目の下から2番目のパラグラフの「国、自治体、福祉機関等がこれと連携し、高齢者や障がい者が抱える法的問題に弁護士が関与する機会をこれまで以上に増やすこと及びこのような経験を研修その他の方法により組織的に共有すること等の取組を通じ、高齢者や障がい者が抱える法的問題の実情に通じた弁護士の養成・確保を進める必要がある」とは、まさにそういう分野で働きたいと思う弁護士の方を増やす必要がある。

ですから、これまでですと、例えば裁判官になったり、検事になったり、弁護士として法廷実務をやるどころというのは、きっと動機づけがあると思います。多分今、拡大しようとしている分野についても、そういう分野でも弁護士がちゃんと活躍できる、人間は多様性がありますから、自分はこういう分野だったら一生懸命やりたいと思うような人がきっといるはずなので、そういう人をどうやって、それぞれの分野で動機づけをしていくのかというのが、非常に重要だということが、これまでの取組でわかるような気もする、ということを感じてとして申し上げます。

○泉委員 岡野委員の話ですけれども、やはりニーズがあることが把握できたことは、非常に高く評価されるべきだと思います。つまり、実際に社会的ニーズはあるんだということが確認できたと思います。これまでの法曹養成が、日本の裁判所だけで活躍できる法曹の養成だったのかもしれないという思いが強いです。海外でも、また狭い裁判所の中だけではなくて、福祉分野や自治体も含めて、企業ももちろんですけれども、社会の隅々で活躍できるんだということを確認できたのが、この取組の最大の意義の一つだと思います。

○萩本部長 大島座長。

私の振り方が余り適切ではなかったかもしれませんが、とりあえず冒頭に、これまでの取組についての評価をお願いしますと申し上げましたが、皆様からは取組に対する評価と合わせて、評価の中から見えてきた今後の課題についても、既に御発言いただいております。話題を限定すること自体がそもそも難しいと思いますし、分野横断的などという話がありましたけれども、田島委員からいみじくもお話がありましており、各分野に応じて温度差というか、格差がありますから、そもそも分野横断的に同じレベルで意見交換するのが適当かという問題も同時にあるような気がします。とりあえず先ほどの整理でいきますと、2番目の主なテーマ、規模やニーズに応じた法曹有資格者の活動の在り方に焦点を当てた形で、大島座長のほうで意見交換を引き続きお願いできればと思います。

○大島座長 これまでそれぞれ異なった分野での様々な体験を踏まえて、分科会の議論を進めてきて、こうして分野横断的に議論を進めることはなかなか難しいところがあります。しかしここでの議論を伺っていても、全然違う分野で当面している問題を聞く中で、いろいろヒントもあります。つまり振り返って、自分の分野をみると、他での問題に似たような問題があると気づくことがあり、それなりに横断的な話もできていると思いますので、ありがたいと思います。

今度、規模やニーズという話にあえて焦点を絞っていくと、例えば、そもそも海外展開の場合には、初めから、大企業とあるいは大手の法律事務所の海外展開はいわば全く別のカテゴリーに仕分けされており、焦点が当てられているのは中小企業が進出する場合にどうするかということです。また、そういう方を支援するような弁護士の仕組み、国内における日弁連が進めておられるような仕組みをどういうふうを活用していくかということを見ているので、ある意味ではおのずと規模の問題というのは含まれているのだと思います。

それから加えて、在留邦人という全く企業ではない個人ベースの方々はどうやって支援体制をつくっていくかという話も出ています。いずれの分野にも企業分野に関わる話もあるであろうと思います。

それで、繰り返しになるところがありますが、我々の視点で見たところ、規模ということもさることながら、在留邦人という個人ベースの事案に対して、特にこれからどんな形の需要が出てくるのだろうか、それに対してどのように対応するかというのが一つの節目、焦点かと思っております。

○田島委員 では、私のほうから。今の福祉の世界では、非常に深刻な問題なのは、高齢のところですね。認知症の人たちがどんどんふえていっていると。それは、我々福祉のところができる精いっぱいのことをみんなやろうということで、一生懸命やってきているんですけども、これは、評価はいろいろあると思います。

ただ、非常に困難になってきているのは、保護している者がちょっと目を離したすきに出かけてしまって、電車の線路に入って、電車を止めてしまった。そうすると、損害賠償請求がどんと来るのが、保護者に来るわけですね。保護者というより、一緒に住んでいた家族にですね。それから、施設であれば、当然、施設に来るわけです。そうすると、それは私たちも事業者としては、それはもう自分たちのできる最善をしているつもりなんですけれども、本当にちょっと目を離したすきにあつという間にいなくなるということだつて起こり得るわけです。そのときに損害賠償がどんと来る。

そういうことで、事業が継続できなくなるようなことが起こったり、それから家族も、自

分の親でいながら、親をもう見られないんですね。だから部屋の中で監禁してしまわざるを得ない。すれば虐待になるし、放せば損害賠償になってくる障害を持つ人たちや高齢者の人々と接すること自体に戦々恐々となっている実態があるんです。

そこで深刻に、法曹の皆さんたちの支援を求めているというのは、深刻だというのはなかなか分かっていただけないんですけれども、何かまだ法曹がちょっと応援すれば何とかなるんじゃないかと思っておられても、なりませんよ、この国は、本当に。これはもう、誰が自分の親を見ていくんですか。誰があるいは福祉のところはやれと言っているけれども、今みたいな法の仕組みは、司法が、法曹の皆さんが応援していただけないような状況で、例えば裁判官だって、そういう人たちを平気で罰金に、損害賠償請求されたときには、ちゃんと有罪ですよ。

そういう事情というのを本当に踏まえて、それでそこで法曹がかかわった形で、弁護士や裁判官や検察官や、そういう人たちまで巻き込んだ形で、どういう具合に国民を守るかという議論をもう一回きちんとやって組み立てないと、そうしないとこの国は多分、高齢社会問題で崩壊すると思います。

企業やいろいろな皆さんが、これだけ努力をしてこの国をつくっていただいているけれども、2025年には1,000万人を超える認知症の人たちが出てくるということは、もう周知の事実ですね。しかし、それに対して今の司法のところもほとんど対応は、出来ていません。本当に深刻に捉えていただけないんですよ。まあ、何か少しは手伝ってやろうなというぐらいの話です。これは、弁護士会の皆さんたちが必死でやっていたらいいけれども、弁護士会の人たちの意識でさえまだ弱いんです。ましてや、ほかの部門のところ、例えば検察なんかも本当に弱いんですね。何をあんたらやっているんですかとどなって歩いているんですけれども。それともう一つは裁判所なんかですね。結局、財務がどうだった、こうだったというものも、もちろんあります。財政上の事情も。

しかし、本当にこのままずるずるといったら、10年後ぐらいのところでは、もうどうしようもなくなっているという状況に陥ってしまいます。高齢化社会が進んでいくことで被害を受けるということもあるんですけれども、加害者になったり、それからもう一つは財産、いろいろな法的なトラブルを山ほど抱え込むというのが老化なんです。日本はもう人生80年の時代になりましたものですから、これが人生50年の時代は長生きをすることは幸せだったんです。けれども、もう人生80年の時代に、それに備えている仕組みがまだ十分じゃないのではないかな。

何でかという、この法曹を困む法律事項というのは、全て、人生50年の時代を背景にしてつくられているんだと思います。今の法律のほとんどはですね。ですから、その30年ぐらいのずれみたいなものが、年をとる人たちを苦しめている。しかし、そこを解決できるのは誰ですかという、我々福祉ではないんですよ。できればします。けれども、ここを解決できるのには、法曹の皆さんたちがまさにタッグを組んでいただかないと解決できない。

ここを本当に分かっていただけないですね、なかなか。この議論をしていてももどかしいのは、やっぱりそういうところです。ぜひ御検討いただければと。

○泉委員 私も同じ分科会で、田島委員の問題意識は全く共有するものですが、前向きに考えると、そういった課題を解決する意味でも大事なものは、連携だと改めて感じています。

今、田島委員がおっしゃったように、やっぱり福祉の分野は福祉だけで自立して何もかもできるわけではありません。まさに福祉分野と行政がしっかり連携をしていくということです、そこに法曹有資格者がどう関わっていくかというテーマだと思っています。

今日の議論を踏まえると、もっと大きく連携を考えて、明石市でも産・官・学の連携を進めておりますけれども、今回のこの有識者懇談会では産・官・学・司、司法も加えた4者の連携に田島委員がおっしゃったような福祉との連携、このあたりがつながることによって、できることが増えると強く感じています。

例えば、これまでは裁判所や法テラスも市民にとって遠い存在でした。明石市では、市役所の中に法テラスを開設していただきました。すごく好評で、他の法テラス以上に相談が寄せられ、他の法テラスでは9割以上が電話ですけれども、明石市役所では半分以上が来所、顔を見ての相談で、非常に好評です。単に市役所に法テラスに来ていただくだけでも、展開は可能です。

また、明石市では、行政の会議体に、裁判所からオブザーバーとして入っていただいています。例えば、離婚問題についても、家庭裁判所と連絡をとり合いながら、動き出しています。市民から見るとこれまで遠い存在だった司法が行政や福祉とつながれば、もっとできることがあるなと思っています。

あとは、例えば市長会でも、先ほどお話ししましたけれども、弁護士の採用について、基調講演に位置付けつつありますし、岡野委員とも相談した結果、中核市市長会と特例市市町会が、経済同友会との意見交換会を開催する予定で進めております。自治体サイドから見ても、自治体だけで何もかもできませんので、司法や経済界の応援を得てこそできることが増えてくるという時代かなと思っておりまして、連携の重要性を感じています。

○岡野委員 田島さんの御意見はすごく重くて、企業として何ができるのかというのは非常に難しいのかもしれないのですが、ただ、今、泉さんがおっしゃったように、それぞれのコミュニティで連携をしていくことも必要と思います。それとこの法曹有資格者の活動領域をどう拡大しようかということ、どのように連携できるのかというのは、なかなかまだ頭の整理ができないところではあります。

ただ、先般、明石市にお伺いして、採用された弁護士の方々に実際の活動とか御本人の満足度を直接、市長のいないところでお伺いをさせていただきました。皆さん、もう何年かいる方とまだ入ったばかりの方がいらっしゃいましたが、使命感に燃えていらっしゃって、多分、そういう方の経験を企業で働く有資格者の方とか、他の分野で働く有資格者の方と共有していくようなことも、場合によっては必要なのかなという気がしました。

法律のバックグラウンドを持った方が、その法曹三者ではない別の場所で活躍している方が経験を共有することによって、それがほかの有資格者の方にも伝わって、そういうところで自分の能力を発揮できる場所があるのだという気づきになるようになれば、活動領域が広がっていくことの一助にはなるのかもしれないということも思ったところです。このセッションで話していいことなのかどうか、よく分かりませんが。

そう思ったもう一つは、実は企業のところでいいますと、地方での展開というのは、まだまだこの分科会での取組が及んでいないところがございます。たまたまこの間の会合では岡山県の例が報告をされていますが、これからできれば、まず比較的大きな政令指定都市を中心としたような、名古屋とか大阪とか福岡あたりでのこういう企業が、法曹有資格者につい

てどういうニーズを持っていらっしゃるのかとか、それからそれよりも、岡山県でもいろいろな取組をやっていらっしゃるようですが、そういう地方での展開を伺うことが、ニーズの把握にも大変必要なことではないかと思っております。さらにそれを分析することで、今度是有資格者の方にどんな専門性を持ってもらうことが、そういう分野で活躍できるのかにもつながっていくのではないかと感じております。

以上です。

○大島座長 今の田島先生のお話、大変重く受けとめさせていただきました。海外展開とは余り接点もない話ですが、提起された問題点は深刻であることは御発言のとおりであり、国民であればそれなりに承知していると思います。ただしこの有識者懇談会は、法曹活動の展開、拡大ということですので、提起された問題は、法曹の活動領域の拡大をはるかに超えた問題であり、むしろ法曹の活動領域が今まで十分展開されていなかったから生じた問題ではないかという気がしました。

したがって、余りにも大きな問題なので、この場というよりも、別の場において大きな議論をしていただき、仕組みを考えていただいたほうが、よろしいのではないかと考えます。つまり、この場で問題提起するというのとは一つの方法だと思いますが、有識者懇の活動の延長線で問題が解決するかというと、そのような問題というよりはるかに大きな範疇の問題のような気がいたします。

今までは、人生50年を前提にできていた法の仕組みそのものがそのまま止まっているのではないかという御指摘は、なるほどそうなのかなと深く受け止めました。私も年齢的には50才をはるかに超えているものですから、だんだん先に何があるかという深刻な問題が、身の回りにもでてきていますので、御指摘がよく分かります。

ただ、繰り返しますけれども、今、御指摘いただいた点を、この有識者懇談会として、より大きな話として提起していくにはどうすべきか、ということではないかと考えます。

○泉委員 私も行政の立場で、福祉にも近いところにいます。この日本社会において、家族や地域が弱体化して行って、法的な支援のニーズが高まってきているにもかかわらず、そのニーズの高まりに、対応し切れていないのではないかというのは、首長をしてもすごく感じます。

その際に少し寂しいなと思うのは、やっぱり法曹界が一部のボランティア的な弁護士の頑張りに支えられている状況です。そうではなくて、もっとシステム的に、時代状況に応じたシステムづくりとか体制づくり、それに対する公的な支援というものが重要だということは、私も自治体で感じており、田島委員の御意見はそのとおりだと感じています。問題はそれをどのようにして今後していくかだと思いますので、今後の課題かなと思っています。

○田島委員 先ほど、国際的に活躍しておられる企業というのは、国内では相当、法曹が参加している企業も増えてきているわけですね。

例えば、海外に企業が行ったときに、そこでいろいろなトラブルが起こったりするだけではなくて、非常に地域住民に大きな影響を与えてきているのは歴史的にあるんです。私どもの仲間たちが世界各国で活躍し、福祉の関係も参加していききましたけれども、現地の企業の皆さんたちの支援を受けて、例えばボルネオのサラワクなんかでやっている活動は、日本から行った企業の皆さんが相当バックアップしていただいているんですね。それで、地元政府と一緒に福祉の活動家とか医療とかというのがそうやって参加しているんですけど

も、そのときに企業の皆さんたちも、参加しておられて、いろいろな経済的なバックアップが、ほとんどだったんです。それにとどまらず、例えば今の、司法の皆さんたちがもし入っていければ、日本の法の支配の仕組みみたいなものを、どういう具合に地域に企業を通じて貢献していかれるか。

こういうのをぜひ考えていただくと。特に今アフリカ諸国とか、アラブの地区もそうなんですけれども、非常に悲惨な状況になっています。我々福祉のところは、相当、医療と福祉は今、参加して、行ってまいりましたけれども、本当に法的知識がないがゆえに、こんなふうに法的なものをもっと整備すれば、もっとみんなが幸せになれるよということを、そこまで我々ボランティアの世界でできないんですね、法曹まで参加していただくと大きく地域に対する貢献が広がることになります。ただ、海外に進出しておられる企業の皆さんたちのところには、そういう法曹の資格者の人たちがどんどん入っていただいて、当然、自分の企業の問題もありますけれども、その国や地域の、言うなれば法的ないろいろな仕組みみたいなものを広げていただく。日本の仕組みをですね。

例えば、隣の韓国でやっておられる罪を犯した人たち、起訴猶予になった人たちを支援する仕組みは日本の仕組みを非常に参考にされて、今つくられております。その地域の中にたまたまそうやって司法の専門家なんかが行かれて、活動している中で、それが広がっていったというんですね。そういうところもあります。それで何十年もの間、非常に助かって、日本のそういうものを学んで、積み上げられたものが地域住民の幸せにつながっていているという例もあるわけですし、そうやって、多分企業の皆さんが特に司法の関係が参加されると、すごく大きな広がりになると思います。

○大島座長 今まで必ずしも議論されていなかった視点が提起されました。御承知のとおり、私の理解では、日本政府は、法務省も含めて、法整備が必ずしも十分でない途上国に対して、法制度整備支援を行っているとは承知しています。つまり日本も昔、近代法をどうやって受容していくかという課題に取り組んだのと同じように、歴史的経験を踏まえながら、他の途上国において、新しい近代的な法体制をどうやって整備していくかについて、国として支援しています。そのような支援を拡大することが望ましいという議論はあると思います。他方、御承知のとおり、法整備というのは、それぞれの国の歴史と伝統がある中でそれをどうふうに変えていくか、変えないかという話になるので、なかなか難しい面もあるかと思ます。そのような意識を持ちながら日本として進めていると思います。

他方、今の御指摘は、これとは視点が違っているようで、私が理解しましたところでは、途上国の現場で、ある種の現地の法律の不備、というより「不十分」と言うことかもしれませんが、そのような状況の中で困窮した現地の方々に日本の福祉の方が支援を行っている。その際に、日本の法曹専門家が、企業か何かでいる場合に、法的なものの考え方を提供することによって、現地の法体制整備に、ローカルかもしれませんが、役に立つことが出来るのではとの報告を指摘されたとは理解しましたが、それでよろしかったでしょうか。

○田島委員 はい。

それともう1点は、日本の企業が結構いろいろなところに出て行って、そこで商工会議所みたいなグループをつくっているんですね。その中におかしな連中も結構いるんです、企業も。日本の、こいつらはもう本当に日本人の面汚しというような会社もあるんですよ。現に私、何社か知っています。公害をまき散らしている連中もいるんですよ。

そのときに、やっぱりそれは、その会社の弁護士ではない、企業内弁護士ではなかったとしても、そのグループの中での、自粛しようやとか、自分たちで注意しようやというのを、法曹の人がそこで1人でも2人でもおられると、随分変わってくるんだと思います。

日本人に対するイメージというのは、そこに行かれた日本の企業や日本人たちが実は今、植えつけているんです。地域の子どもたちや、日本でもそうですけれども、特に外国の場合は、そこを通じて日本という国を知っていただくわけですから、そういう面では、一番今欠けているのは、やっぱり法曹関係だと思えます。

自分たちで自分を律するための部分の法的な道徳は、まだ我が国の経済界は足りないところがあるのではないかと思うんです。それを正していくのはやっぱり法曹の人たちが入ることによって、企業内弁護士がもしそこに1人でも2人でもどこかで、例えば1か月に1回でもそこに訪ねて行って、それでほかの会社の人たちとの懇談の中でも、そういうきちんとした、そういう法の重みみたいなものをちゃんと伝えられる。そうすると、ああいうおかしいのはだんだん出てこなくなる。企業もです。そこはやっぱりおかしいからやめようよと注意をしていただくとかあるんだと思う。

活躍される部分はたくさんあるなと思えますけれども、残念ながら少ないですよ、今。私も回ってみた中で、出会った企業内弁護士といますか、顧問弁護士さんでもいいんですけども、企業のところに来ておられてお会いした弁護士さんって一人もいませんので。

そういう意味で、特にこういう海外へ参加されるというのは、非常に進めていただきたいとちょっと思っています。自分の企業の利益とか、自分の企業を守るだけではなくて。

○大島座長 これまで活動領域の海外展開を論じる際に、私どもの視野に入っていなかった視点を御指摘いただいていると受け止めました。問題の存在があることは私も理解しますので、大変貴重な御指摘だと思います。

ただ、そのような問題についていかにして改善して行くかについて、海外展開という観点で取り上げて上手く行くのか否か、両者の接点が難しいのではないかと思います。

なぜかと言いますと、海外展開での問題は、現地での法律と日本の企業ないし個人との間にどのような問題が生じるかということで、そこでももちろん現地の法に違反したり、あるいは無視して現地の住民の犠牲において営業しているような、日本のみならず外国の企業があれば、それは当然法的に対処されてしかるべきだと思います。それはある意味では現地の法律との接点にあたると思います。したがって、そのような問題が起こる前に、あらかじめ日本の法曹有資格者がどこかに籍を置いていて、そのようなことを未然に防ぐということ、要するに企業側が困ることを回避するという課題だと思います。

しかし御指摘の点はそういう問題ではなくて、企業側が、今、日本人が相手側を困らせることをすることをいかにして予防するかということでして、それは視点として十分あると思いますが、この問題を企業内の法曹の方が対処するかというと、なかなか難しく、それは、日本人商工会議所みたいな場があれば、そこが行うことはできるのかもしれませんが、いずれにしても、なかなか難しいと思います。

むしろ、今の御指摘を新たな内容として受け止めるとすれば、日本の企業あるいは在留邦人が、現地の法体制の中で被害を受けるという観点ではなくて、逆の方向の問題があり得るので、それをいかにして予防するかという観点かもしれません。それはある意味では同じ作業ではないか考えます。

○**田島委員** ただ、企業だけでやられるのではなくて、できればODAあたりの、外務省あたりと共有されてですね。

いろいろな制度がありますね、海外に。そこと寄り添うような形で活動されることができれば大きな効果が得られると思います。かつて職業訓練をやったんです。ODAのところに職業訓練なんかの、例えば障害者の職業訓練なんかも組み込んで、それでやって、ODAでいくと、一企業、例えば我々、一社会福祉法人がどうのこうのじゃなくて、日本国としての支援という形にさせていただきますから。ただ、技術、専門的なものは社会福祉法人の者が関わる。で、そういうものを組み合わせることによって、地域に非常に大きな、一法人ではできないことが、非常に広がったものの支援ができました。

だから、先ほど泉市長が言ったように連携を、いろいろな外務省との連携とか、企業だけの活動からもうちょっと踏み出す機会には、この法曹などの有能な人たちが入ってくるというのは、非常にいい機会になるのではないのかとと思っているんですけども。

○**大島座長** 外務省におりました時の経験からしますと、今人道支援にはいろいろな形がありますが、これを重視しています。広く取り上げればこの分野の話ではないかと考えます。

○**萩本部長** 大島座長と田島委員の高尚な議論は幾らでも続くでしょうし、どんどん高いところへ上っていくような気がしますけれども、時間が限られていますので、少し先に進めたいと思います。2つ目の課題についての話から、課題をどう克服していくか、どう解決して法曹有資格者の活動領域を更に拡大していくかという、その方策のほうの話に既に入っているかと思いますが、残された時間で、先ほど冒頭で大島座長から御提案いただきました3つ目の観点に少しスポットを当てた御意見をいただければと思います。

泉委員からは連携の話が出ましたし、また岡野委員からは、こうした各分野の担当者の意見交換だけではなくて、各分野で活躍する法曹有資格者同士の意見交換も有益ではないかという御指摘もいただきましたし、あるいはニーズについての細かい分析が必要ではないか、そのニーズに応じたきめ細かな対応が必要ではないかといった御意見も既に頂いているところですが、それらを敷衍した内容でも構いませんし、あるいは全く新しい観点でも構いませんので、御意見を頂ければと思います。

余りしゃべり過ぎてはいけないのですが、一つ私から田島委員にお尋ねします。弁護士を中心に一生懸命やってはいるけれども、まだまだ意識が低いというか、弱いという御指摘があったと思います。もどかしいという表現もなさっていました。それに対する方策として、泉委員などから連携が大切だという話もあったのですが、私も法曹有資格者の一人ですけれども、田島委員御自身、法曹有資格者の意識の低さを解決し、もう少し意識を高めてもらうために、こうしたらいいのではないか、あるいはこうしてほしいといった意見があれば、お聞かせいただければと思います。

○**田島委員** 法曹、この原点に戻っていただければ、もっと違う展開ができるのかなと思うんです。ここは法曹有資格者の、となっていますよね、活動領域を。法曹有資格者と言いながら、多分この委員の中、ここにいる、部長とか課長さんたちのところは検察とか裁判所のあたりからおいでいただいた方がおられるのかもしれませんが、実際はこのメンバーの中には、法曹の中の検察とか裁判所とかの関係のところの御意見を伺う機会はないですよ。

法曹有資格者と言うなら、少なくともその辺からも参加した形での議論をしていかないと、ここは今、弁護士会のところが非常に突出した形になっているんですね。そうすると、外か

らごらんになったり、我々が今、一生懸命お話をしても、何となく、例えば各省庁からもいろいろな形で参加していただいていますけれども、そこはオブザーバーでどちらかというと、直接自分たちと余り関係ないじゃないかとかとなっているんだと思います。

少なくとも法曹三者だけが参加した形で、この議論を。例えば裁判官は裁判官で、実際これだけ、今やっている中で、本当に、例えば私どもでいう福祉なんかのところできちんと対応できるだけの仕組みになっているのか。人員のところも云々と持っていくと、やっぱり一緒に考えていただくとか、あるいは検察の場合も、検察は私も今、ちょっと関わっているものですからよく分かるんですけれども、もう本当に徹夜、徹夜して走り回って、本当に年休もとれずに仕事をやっている分もあります。これはもう大変なんです。だから、一つ一つ構っておれないというようなところも出てくる。例えば、福祉とか高齢のところでのいろいろな問題が出てきても、それはもう何か、不起訴とか何とかといった形で、あとはどうなるかなんてことまで考える余裕がなくなっているとかですね。

ですから、片一方は話し合っても、領域を拡大していくときに、そういう一緒に取り組む、連携をする先が、一緒に考えていただくものがまだ少ないんじゃないか。これ、いや分かっているよとおっしゃるところもあるんですけれども、分かっているのは、検察は本当に分かっているんです、十分は。分かっている。だから、今やりましょうと言って、一生懸命内部では勉強会をやっていただいていますけれども、しかしじゃあ、弁護士会とうまく連携していつているかという、まだそうでもないんです。

そういう具合に、できたらこの職域拡大を考えるとときには、原点に戻ってそこからのところもしっかり考えていただくと、また展開が変わってくるんじゃないか。具体性をもっと進んでいく。この法曹三者がそれぞれの分野から努力をいただいて、働きかけをしていただいて、各省庁に広げていただくという活動になってくると、また違いが出てくるのではないのかなと思います。

○萩本部長 ありがとうございます。

大島座長、私が先に質問してしまいましたが、引き続き進行をお願いいたします。

○大島座長 今のような話をさらに引き続きさせていただければと思います。

○泉委員 この会議体は区切りのある会議体です。せっかくいいスタートが切れましたので、引き続きこういったネットワークを継続しながら議論できる枠組みを、ぜひお願いしたいと思っています。

その際、3つお願いがありまして、一つ目は「途切れることなく」、二つ目は「みんなで」、三つ目が「本気で」です。

一つ目は、ぜひ会議体の終了とともに何らかの形の検討体制をお願いしたい。

二つ目に、オブザーバーも含めて、できるだけ関係機関と一緒にになって議論したほうができることも多いと思いますので、関係省庁や福祉や自治体も含めて、現場の方々が入る形で、ぜひ引き続きお願いしたい。

三つ目は、弁護士のほうから見るのではなくて、水道や電気と同じように、あまねくリーガルサービスが普及している社会のほうがいいよねという観点だと思いますので、リーガルサービスがあまねく社会全体に行き渡ることを目標に議論を続けて、それを本気で、途中で終わることなくしっかりと見据えてできたらなというイメージです。いずれにしてもぷつと途切れることなく、引き続き頑張ればと思っています。

よろしく申し上げます。

○岡野委員 私のほうからは、もう大分、申し上げているところもありますが、少なくとも今まで議論してきた3分野においては、有資格者の方が活動を広げている動きが表れてきたのは事実なわけですが、先ほど申しましたように、事実の分析ができるのは、やっとこれからの時期ではないかと思っています。

ニーズが多様化していることは企業の分野でも分かってきましたし、国際戦略でも、単なる進出上の法的問題だけじゃなくて、戦略を担う立場の人材も必要になってきているという意味で、さまざまなニーズが多様化している実態の把握とともに、そこで働いている有資格者の人から見て、それぞれの方が法科大学院から修習を受けて帰ってきた過程が本当にマッチした内容だったのかということまで、実は振り返っていかないと、本当に広がっていかないのではないかと思っています。

そういう意味では、広がりが出てきて、人数も増えて、それから活動の領域も広がりを見せているこの動きのモメンタムを維持するための何らかのメカニズム、仕組みが必要で、その中に現状把握と分析、それを次の改革に結び付けていくということだと思っています。

偉そうに聞こえてしまうかもしれませんが、私はダイバーシティという言葉を最近よく聞きます。ダイバーシティというのは、もちろん女性の方、高齢者の方、身体障害者の方、さまざまな方が参加する社会ですが、実は私は、専門家の多様性もダイバーシティだと思っています。法律を専門にする方、例えば工学を専門にする方、会計を専門にする方、そういう方が、実は企業だけではなくて、いろいろな分野に入っていく多様性が社会を強くするのではないかと、いろいろ会議でも議論してきております。そういうモメンタムの一助になるように、この法曹有資格者のところの活動領域が広がるような動きを維持していくような何らかの仕組みを考えていただければ大変ありがたいと思っています。

以上です。

○田島委員 今の、先日、厚生労働省からは、特に認知症の対策大綱が発表されたところでもあります。非常に深刻な問題にどう取り組むかとか、それから間もなく4月には生活困窮者の自立支援法の施行もされると。法務省からは、刑の一部執行猶予の法も、間もなくあと実際判決が下りて身の回りに出てくる人たちも出てくるんじゃないかとか。これ、覚醒剤とか依存症の問題です。

そういう具合に、新たに次々と各省庁から生まれてくる法律は、その後ろに法曹有資格者の皆さんたちが、相当しっかり支援をしていただかないと、実は実現できないことなんです。当然、厚生労働省のいろいろな法律をつくる時も、法務省と相当しっかり打ち合わせなり、すり合わせをして、つくられていっているところでもありますし、もちろん法務省のところでも、刑の一部執行猶予された人たちが社会に出てきたときに受ける受け皿としては、これは厚生労働の部分非常に大きいとか。企業の皆様にも働く場のところで、就労の部分で支援をしっかりお願いしたいということで、そういう仕組みもつくって、準備は相当連携した形でされた上で、次々とそういう法律をつくっていただいているところです。

そうやって法曹有資格者の皆さんたちがしっかり手を結ぶというのが前提でつくっているんですけども、残念ながら、実務状況になると、まだまだ非常に足りないのではないかと思います。

ここを、今後どうしたら後ろから押していけるかというのは、新たなこういう活動の全体

が連携してできるようなものを、ぜひ継続して続けていただければ、非常にありがたいと思います。

我々、そういうのを一生懸命言ってきた者から言うと、後のところは途切れてしまったということになると、結局できなかったじゃないかとなると、非常に申しわけないと思っています。

○泉委員 私の場合は自治体の立場での発言が多くなるんですけども、自治体と福祉も関連が深いんですけども、今後の議論では、福祉分野は福祉分野でしっかりとした議論は必要だなと思います。

例えば、明石市の場合でもこのたび高齢者、障害者の分野に1名の弁護士を窓口に位置づけることを決めました。教育分野もスクールロイヤーとして1名配置して頑張ってもらっています。そういう形で、実際の自治体の福祉現場もいっぱいやれることはあります。ただ、どうしても今の自治体の議論だと、狭い法務分野とかコンプライアンスに限られていって、自治体での弁護士採用もやはりそちらに偏りがちであります。しかし、そこにとどまることなく、まさに福祉分野に近い分野で十分活躍できると思っています。

そういった観点で、例えば国のほうも教育分野であれば、現在、千数百人のスクールソーシャルワーカーを今後5年間で1万人に増やす計画を出されておりますので、そうであれば、教育分野にスクールロイヤーが同じように配置されてもしかるべきだと思います。現に、明石市では、スクールロイヤーの配置は、非常に教育現場から感謝されており、学校現場も、また保護者や子どもさんにとっても非常にプラスに働いております。現実ニーズはありますので、自治体と福祉を一緒にするのも一つですけども、福祉の分野という中で自治体に関わるという方法も視野に入れて、田島委員の強い思いもございまして、福祉分野という形で一つ枠をつくるのも一つかなと思います。

○大島座長 大変重要なお話がある中で、一つ海外展開で何が将来の話としてできるかということだけ簡単に申し上げたいと思います。

先ほど申し上げたことと深く結び付いていますが、今まで実態把握、あるいは具体的な支援体制ということで、大分進展してきていることは、大変ありがたいことだと思います。引き続き広い意味でのこの体制を、崩すことなく継続していただきたいと思います。その際、先ほど申し上げたことですが、外国の法域を、もう少しきめ細かく調べていくことが大事ではないかと思います。そのときの視点として、もちろん日本の法曹の視点でどうするかということが主たるテーマですが、その際に少し視点を変えて、いわば横から見る、具体的には、日本以外の第三国が、現地としてのアジアの某国において、その国と日本以外の第三国の法曹の方がどういう問題を抱えて、どのように関わっているかという視点で見ていただくと、そうでない場合には気が付かないような点も出てくるのではないかと思います。

要するに、自分の視点ばかりで見ていくと、そう言っただけは言葉が悪いかもしれませんがけれども、ガラパゴス化になりかねないので、ちょっと視点を変えて、幅広く見てみて、その中からどういうヒントがあるのかと見ることも大事だと思っています。

○萩本部長 ありがとうございます。

一通り、展望についての御意見もいただきました。時間の関係もありますので、意見交換はとりあえずここまでということによろしいでしょうか。

もしよろしければ、座長からまた恒例によりまして、本日の意見交換についての総括をお

願いできればと思います。

○大島座長 それでは、活発な意見交換となりましたが、どうもありがとうございました。御意見を踏まえて、結果を総括させていただきたいと思います。

まず本日は、取りまとめ骨子（案）について、分野横断的な観点から、今までずっといろいろ活発な御議論をいただきました。今後、本日の御議論を踏まえまして、骨子（案）を調整した上で、これを活動領域に関する議論の現状として、今月に24日に開催されます、法曹養成制度改革顧問会議、この場において、法務省のほうから内閣官房法曹養成制度改革推進室に報告をしていただくこととしたいと思います。

つきましては、本日の御議論を踏まえた骨子（案）の最終的な調整及びこれまでの各分科会における公表資料の活用を含めた具体的な報告の方法につきまして、私、座長と事務局のほうに御一任いただけるとありがたいんですが、よろしいでしょうか。（一同了承）

ありがとうございました。それでは、御了承いただいたということで、そのような形で作業を進めさせていただきます。

次の有識者懇談会では、今御一任いただきました取りまとめ骨子を踏まえて、各分科会でさらなる御議論をいただいた上で、総括としての取りまとめをしたいと思っております。

ここで、私から総括に向けての基本的な視点をお示しさせていただければと思います。

まず、総括としての取りまとめは、これまでの取組を踏まえたものとされることが望ましいと考えます。ついては、本日の御議論の中でも幾つか御紹介いただきました各分野、分科会ごとに実践した試行的な取組の結果についても、可能な限り各分科会にフィードバックし、これを反映させていただければと思います。次に、総会としての取りまとめにおいては、この有識者懇談会と3分科会という体制が満期を迎える今年の7月以降、各分野においてどのような取組をどう進めるべきかといったことが示されるべき、つまり、あるべき展望に向けた工程が示されていることが望ましいと考えます。

各分科会において、総括として取りまとめを行うに当たっては、できる限りこのような観点を意識した議論を進められることが適当ではないかと思慮いたします。

なお、本日の御議論で提起された問題点については、今後各分科会において、総括的な取りまとめを進めていく中で、議論のテーマとしていただきたいと思いますと考えております。

各分科会におかれましては、以上のような観点を踏まえてさらに御議論を深めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○萩本部長 大島座長、ありがとうございました。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

それでは、予定された議題としては以上ですが、何かこの機会に御発言等がありましたらお願いします。

もしよろしければ、本日はこれで閉会としたいと思います。

なお、次回のこの会議につきましては、各分科会における最終的な取りまとめといたしますか、御議論に要する時間を考慮しまして、5月頃の開催を予定したいと思います。詳細な日程につきましては、事務局より追って御連絡を差し上げたいと思います。

皆様、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。

—了—